

一般社団法人日本RPF工業会 第二回総会・懇親会を開催しました



去る6月12日(木)に浅草ビューホテルにて一般社団法人日本RPF工業会 第二回総会・懇親会が開催されました。総会には正会員・賛助会員併せて109名がご出席され、また、懇親会には稲田国務大臣、山本衆議院議員をはじめ16名のご来賓の方々のご出席を賜り、恙なく総会・懇親会を執り行うことができました。

写真:第二回総会(2012/06/12)

役員の改選期に当たる今総会では、新たに下記の役員が選任されました。

○2014(平成26)年6月からの新役員体制(12人)

役職	氏名	会社名	役職・所属	状況
会長	加藤信孝	(株)エコ・クリーン	代表取締役	昇任
副会長	長田和志	日本ウエスト(株)	代表取締役	留任
副会長	海田周治	エビス紙料(株)	代表取締役	昇任
専務理事	瀬田英博	(株)エコ・マイニング	専務取締役	留任
常務理事	三輪陽通	三光(株)	代表取締役社長	留任
常務理事	山本浩喬	(株)苫小牧清掃社	代表取締役	昇任
理事	首藤聖司	(株)東部開発	代表取締役	留任
理事	今田秀幸	松崎商事(株)	専務取締役	留任
理事	小川勲	(株)オガワエコノス	代表取締役会長	新任
理事	吉田潤	(株)関商店	取締役茨城工場長	新任
監事	揚張旨彦	(株)レックス	代表取締役社長	留任
監事	田墨啓治	(株)タズミ	常務取締役	新任
顧問	山本拓	衆議院議員		
名誉会長	関勝四郎	(株)関商店	代表取締役	

人日本RPF工業会 第2回定時社員総会



前頁のとおり、去る6月12日に第2回定時社員総会におきまして、新役員の選出が行われました。今回は、新会長にご就任された、加藤信孝(株)エコ・クリーン代表取締役よりご挨拶をいただきました。

写真 第二回総会での加藤新会長

一般社団法人 日本RPF工業会 会員各位におかれましては、益々ご清栄の段、心よりお喜び申し上げます。

私は、今般の第2回定期社員総会、及びその後の理事会におきまして、会長に推挙されました(株)エコ・クリーンの加藤でございます。浅学非才を省みず、お引き受けいたすことに相成り、大変恐縮している所でございます。皆様方の絶大なるご支援を心よりお願い申し上げます。

さて、私共が製造しておりますRPFは、石炭の代用エネルギーとして、年間115万トンを生産し、資源の有効活用と環境負荷の低減に対して、少なからず貢献しているものと自負しております。

しかしながら、未だ一般社会及び政府の中においてもRPFに対する認識は高いものとは言えない現状です。一般社団法人 日本RPF工業会としては、この貢献度を社会にアピールし、RPF産業の社会的地位の向上を図って参ります。

また政府の諸施策においても、私達事業者が、事業推進しやすい環境に整備されるよう全力を挙げて取り組んで参りたいと思っております。

同時に、当工業会としましては、製造上の技術・品質・安全等の向上に関する各種事業を行い、会員の皆様に事業推進にお役に立つ情報の発信を考えております。

会員におかれましては、趣旨をご理解頂き、各種事業に積極的にご参加頂き、ご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

第2回定時社員総会は、大変多くの方々にご出席をいただきました。

この場をお借りして、ご出席いただいた会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

懇親会では、稲田朋美国務大臣、山本拓顧問、経済産業省資源エネルギー庁の村上課長にご挨拶を頂戴し、またプラエ工連の水野様にも乾杯のご発声を頂戴することができました。

稲田大臣



山本拓衆議院議員



経済産業省からは村上課長の他にも多くの方々にご来臨を賜り、約1時間30分に亘る懇親会でありながら、行政の方々が最後までいらっしゃって頂けたことで、RPFの今後につながる交流が持たたのではないかと感じております。

また、正会員と賛助会員の情報交換につきましても、十分に出来ていたように思います。

事務局としては、今後も年に1度の総会のみならず、他行事を開催し、交流の場を増やしていきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

News & Topics [工業会メール6月配信分より]

リンクをクリックすると詳しい情報を参照できます

■「平成25年度エネルギーに関する年次報告(エネルギー白書)」が閣議決定されました

<http://www.meti.go.jp/press/2014/06/20140617001/20140617001.html>

■産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会第12回合同会合

<https://www.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/8504>

■OECD「知識経済に関するグローバルフォーラム」を開催します

<http://www.meti.go.jp/press/2014/06/20140623002/20140623002.html>

■内閣府より景気動向指数CI、2010年=100(平成26年4月分速報からの改訂状況)が公表されました。

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/di/di.html>

■平成26年度「ダイバーシティ経営企業100選」を公募します

<http://www.meti.go.jp/press/2014/06/20140618001/20140618001.html>

連載 容り法制度見直し

「容り法制度見直し」を検討する政府審議会：平成26年6月25日（第12回審議会）より報告

第10回審議会からは個別の論点を議論する段階に入りました。第12回合同会合では議論テーマとして、1. プラスチック製容器包装の再商品化及び分別収集・選別保管等について 2. その他の論点(ペットボトルの循環利用、指定法人の在り方)について 3. その他 の三つの論点を取り上げられる予定でした。しかしながら、今回の審議会では各委員から多くの意見が上記の議論テーマ1について噴出し、時間的な制約(16:30~19:00)もありテーマ1のみ、しかも、「再商品化」手法が重点的に討議された審議会となりました。今回の審議会を通して感じたことは、「風向きが変わった」ということです。これまでの審議会では、再商品化手法として「マテリアル」の社会有用性を支持する意見(主に主観的意見と受け取れる)が優勢でしたが、今回は「(エネルギー)リカバリー」という概念の下、ケミカルを含めた熱回収の社会有用性を支持する意見(技術理論的な客観的意見)がにわかに優勢となりました。その中で、再商品化入札制度の固定化を問題視し、より選択肢の広い容り制度再商品化の実現のためにRPF再商品化手法を支持する意見も出され、コストとリターンの関係も含めた社会有用性の観点から、マテリアルの優先枠制度を疑問視する意見が多く出された審議会でした。以下に審議会での主な意見を紹介します。

「プラスチック」と一括りにされるプラスチックには200種類以上の素材があり、それらの素材が混合している、また、複合素材として使われているプラスチック製容器包装廃棄物は、そもそも、マテリアルリサイクルには向いていないものである(金属では金属一括りでリサイクルされているわけではなく、金、銀、鉄、銅・・・と、単一素材としてリサイクルされている)。プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクル手法選定の判断評価基準を ①環境負荷低減効果 ②省資源効果 ③付加価値・経済価値の増加 と定め、単一素材品などマテリアルに戻しやすいものは十分に経済的な価値のあるマテリアルに戻し、混合材料などマテリアルに向かない材料はエネルギーリカバリーなどマテリアル以外の方法でリサイクルするなど、リサイクル方法の選択基準を合理的に求めてはどうかという意見が提示されました。また、何度も「プラスチック加工マテリアル化」を繰り返すことは材料の物性の劣化から適正と言えず、マテリアルにならないものを無理にマテリアル化せず、「資源を使いきる」という観点から、エネルギー回収も適正な資源回収手段の一つと考えて制度を考慮すべきという意見もありました。

また、消費者は日々、行き届いた分別努力をしているが、その分別基準がマテリアル化し易いかどうかの観点ではなく、結果的に残差が多く排出されており、また、再商品化されたプラスチック材料も極安価で取引されており、消費者の努力が十分に報われているかは疑問であり、「分別」そのものを再考してみる必要があるという意見も提示されました。どのリサイクル手法により分別物が最終的に再利用されるかを示すことで、消費者には「何のための分別か」を考えて合理的に行動してもらえるのではないかと、例えば、店頭回収された付着物のない、単一素材のものはマテリアルリサイクルし、通常に回収された混合物、複合材料物はエネルギーリカバリー手法で再利用するということになれば消費者の分別行動も合理的に変わるのではないかと意見も出ました。

また、マテリアルリサイクル全体の処理能力に対しての落札量は47%（材料充足率）であり、材料リサイクル工場は低稼働を余儀なくされ、優先枠を確保してマテリアルリサイクルの仕組みを守らなければならないと考える一方、この低稼働率では事業が成り立つべくもなく、プレーヤーを減らすために不採算事業者の退出も考慮されるべきではないかという意見も出されました。事業者退出のインセンティブをつけて退出促進を図るべきではないかとの意見まで出された。

また、マテリアル再商品化がコストにたいして、納得のいく高付加価値を生み出しているかに対する疑念の声もありました。委員からはマテリアル再生されたものが安価な価格（バージン材2～300円Kgに対して20円kg）で販売されていることに疑念を持つ意見もありました。もし、国民全員で分別参加して作られた再生材料がバージン材と同等の物性のものであるならば高度利用され、もっと高く販売されてもよいはずではないかという疑念です。この状況を改善するためには、分別基準を変えて、マテリアルに向くもののみを分別し、バージン材にも劣らない再生プラスチックを作り、それに向かない材料はエネルギーリカバリーとして利用してもよいのではないかというものです。もしくは、高度な物性が不要な製品に比較的安価な再生材料が求められるのであれば、複合材料もマテリアル化している現実に応じたマテリアル再生材料の使い方を進めていくことも方向ではないかと提示されました。

審議会では、「2009年からは、包装廃棄物の60%以上はエネルギー回収されるかエネルギー回収を伴う焼却処分されるとあり、明確にリカバリーも選択肢として示され、プラスチックは22.5%以上がマテリアルリサイクルされることと示されている。」という欧州の容器包装廃棄物の制度事例が資料として提示されました。

マテリアル事業者からは ①複合素材品も実際にはマテリアル化している。②再商品化としてペレットとして販売されている再生材料はOA機器、自動車部品にバージン材に混ぜられて使用されている。③ケミカル再商品化はプラスチックリサイクルの循環の輪を切ってしまうことになり、プラスチックマテリアル利用は何度でもリサイクルされ、循環が継続している。というマテリアル化の優位を示す意見が提示されました。

また、ケミカル手法による落札価格は運搬費がかさむことを理由に漸増していることを問題視する意見がありました。ケミカル事業者のロケーションは限られており、輸送費が課題であるならば、排出元に近いところで適切に処分されるべきであるという意見も出ました。しかし、ケミカル手法の価格競争が存在しないことにも落札価格が漸増している原因があり、「排出元に近い、ケミカル手法に代わる処分方法」としてはRPF手法が有力ではないかと思われました。

今回の審議会では風向きが大きく変化したように感じられましたが、その背景には、委員の方々がマテリアルリサイクルの実態に接する機会があったようにも見受けられました。将来的にマテリアルの優先枠が緩和されたり、撤廃されたりすることが起こりえるのではないかと感じさせられる審議会でした。

（瀬田 英博）

審議会の資料は下記の経産省ホームページからダウンロードできます

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/sangyougi_jutsu/haiki_recycle/yoki_houso/012_haifu.html